



三重県公報

平成30年6月11日(月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	公 告		
	都市計画の変更案の縦覧 同伴	(都市政策課) (同)	2 2

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成30年6月11日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び四日市市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30年6月11日から同月25日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成30年6月11日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画臨港地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課及び四日市市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30年6月11日から同月25日まで

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>